

令和 04 年 01 月 24 日

一般社団法人熊本県臨床工学技士会  
正会員 各位

一般社団法人 熊本県臨床工学技士会  
選挙管理委員会  
選挙管理委員長 清水 潔



「一般社団法人熊本県臨床工学技士会 第 16 期理事選出選挙に関する告示」及び  
立候補用紙の一部を改正する通知

今般、選挙管理委員会発第 1 号(1 月 14 日付)により、「一般社団法人熊本県臨床工学技士会 第 16 期理事選出選挙に関する告示」を通知したところですが、「定款」及び「役員選任規則」(以下“規則”という。)においては、理事のほか監事を含めた役員候補者を選出することになっております。これまで本選挙管理委員会では慣例的に理事選挙に関する立候補用紙を用いて役員を区別なく公募を実施して参りましたが、より正確な表記に基づいた公正な公募を行う観点から下記のとおり、告示及び立候補用紙の一部を改正することとしましたので、貴職におかれましては、改正の趣旨を御了知いただくとともに御周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知により本選挙の執行日程の変更は一切ないことを申し添えます。

記

【告示】

新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
『一般社団法人熊本県臨床工学技士会 第 16 期役員候補者選出選挙に関する告示』 「定款」及び「役員選任規程 (以下“規則”)」に則り、第 16 期役員候補者選出選挙を下記要項にて実施いたしますのでここに告示します。 1. 選出すべき役員の定数 (定款第 4 章第 25 条、組織運営規則第 3 章第 4 条) 理事：18 名以上 20 名以内 監事：2 名以内 2. 役員任期： (※ 1)所定の様式：『一般社団法人熊本県臨床工学技士会 役員候補者選出選挙立候補届出用紙』(同封)	『一般社団法人熊本県臨床工学技士会 第 16 期理事選出選挙に関する告示』 「定款」及び「役員選任規程 (以下“規則”)」に則り、第 16 期理事選出選挙を下記要項にて実施いたしますのでここに告示します。 1. 選出すべき理事の定数 (定款第 4 章第 25 条、組織運営規則第 3 章第 4 条) 理事：18 名以上 20 名以内 2. 理事の任期： (※ 1)所定の様式：『一般社団法人熊本県臨床工学技士会理事 立候補届出用紙』(同封)

【立候補用紙 様式】

改正後	改正前
『一般社団法人熊本県臨床工学技士会 役員候補者選出選挙 立候補届出用紙』 ※記入項目見直し (特に“立候補の種別”を新設)	『一般社団法人熊本県臨床工学技士会理事 立候補届出用紙』

※すでに旧書式にて立候補された方には個別に再提出のご依頼を申し上げます。立候補の届出日は旧書式の届出日となります。

以上

令和 04 年 01 月 14 日

一般社団法人熊本県臨床工学技士会  
正会員 各位

一般社団法人 熊本県臨床工学技士会  
選挙管理委員会



一般社団法人熊本県臨床工学技士会  
第 16 期役員候補者選出選挙に関する告示

「定款」及び「役員選任規程(以下“規則”)」に則り、第 16 期役員候補者選出選挙を下記要項にて実施いたしますのでここに告示します。

1. 選出すべき役員の定数（定款第 4 章第 25 条、組織運営規則第 3 章第 4 条）  
    理事:18 名以上 20 名以内  
    監事:2 名以内
2. 役員の任期：  
    定款第 4 章 第 29 条(役員等の任期)による
3. 立候補（被選挙権者）ならびに投票（選挙権）の条件（規則第 5 章第 13 条）  
    選挙の公示日の 6 か月前までに正会員となり、会費納入済み確認を終えた者。
4. 選挙の執行日程
  - 1) 選挙告示日： 令和 4 年 1 月 14 日(金)
  - 2) 立候補届出締切り日： 令和 4 年 2 月 11 日(金) ※当日消印有効
  - 3) 選挙公報告示日： 令和 4 年 2 月 25 日(金) ※無投票当選時は選挙結果公示
  - 4) 投票期間： 令和 4 年 2 月 25 日(金)～3 月 11 日(金)
  - 5) 選挙結果公示日： 令和 4 年 3 月 25 日(金)
5. 立候補の方法（規則第 5 章第 15 条）  
    所定の様式(※1)をもって第 8 項記載の候補者届出施設に届けるものとする。自薦、他薦は問わない。ただし他薦については正会員 5 名以上の推薦を必要とする。  
    (※1)所定の様式:『一般社団法人熊本県臨床工学技士会 役員候補者選出選挙立候補届出用紙』(同封)  
    尚、立候補用紙の電子ファイルが必要な際には選挙管理委員会事務局に請求する。
6. 投票の方法（規則第 5 章第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条）  
    選挙は無記名投票とし、投票用紙は後日選挙者に送付する。投票所は第 8 項記載の選挙管理委員長の所属する施設に設け、郵送のみ受け付ける。  
    ただし、立候補者が定数に満たない場合は規則第 12 条(理事の増員)及び第 17 条(無投票当選)規定に基づき無投票当選とし、選挙結果公示のみ行う。

**7. 選挙管理委員会（規則第2章第3条、第5章第21条）**

委員長： 清水 潔 （一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター）  
委員： 山本 宗彦 （医療法人社団仁誠会 仁誠会クリニック新屋敷）  
上村 七美 （医療法人社団英山会 ひらやまクリニック）  
井上 伸一 （医療法人社団 純生会 良町ふくしまクリニック）  
八森 祐輔 （社会医療法人芳和会 くわみず病院）  
投票管理責任者： 鳥越 沙綾 （一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター）  
開票管理責任者： 荒瀬 莉沙 （一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター）

**8. 候補者届出施設及び投票所（投票箱設置）施設 【選挙管理委員会事務局】**

一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター  
医療安全推進部 清水 潔 宛  
860-0811 熊本市中央区本荘5丁目16-10  
TEL)096-363-3311 FAX)096-362-0222  
E-Mail) kys\_shimizu\*izu.bbiq.jp（\*を@に変更して送信してください）